

第10号議案

品川区公告式条例の一部を改正する条例

1 改正理由

地方自治法の一部が改正されたことにより、条例の公布に当たって行う普通地方公共団体の長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置（電子署名）によることが可能とされたことを踏まえ、区民の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図るため、条例および規則の公布方法等を見直すこととし、品川区公告式条例を改正する。

2 改正内容

以下および別紙新旧対照表のとおり条例を改正する。

(1) 条例の公布（第2条関係）

条例の公布に当たって行う区長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置（電子署名）により行うことができるようにするほか、条例の公布を区のウェブサイトでも行うことができることとする。

(2) 規則の公布（第3条関係）

規則の公布に当たって行う区長の署名を不要とするほか、規則の公布を区のウェブサイトでも行うことができることとする。

3 施行期日

公布の日

品川区公告式条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>昭和28年10月6日条例第21号</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。 (条例の公布)</p> <p>第2条 <u>条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、区長が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならぬ。</u></p> <p>2 条例の公布は、<u>区のウェブサイトに掲載し、または品川区役所掲示板に掲示してこれを行う。</u> (区長の定める規則の公布)</p> <p>第3条 <u>区長の定める規則（以下この条および次条において「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日および区長名を記入しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、規則について準用する。</u> (区長の定める規程の公表)</p> <p>第4条 <u>第2条第2項および前条第1項の規定は、区長の定める規程（規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。</u> (その他の規則および規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条第2項および第3条第1項の規定は、区の機関（区長を除く。）の定める規則およびその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「区長名」とあるのは「当該機関または当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u> <u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>昭和28年10月6日条例第21号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基く</u>公告式は、この条例の定めるところによる。 (条例の公布)</p> <p>第2条 <u>品川区条例（以下「条例」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名しなければならない。</u></p> <p>2 条例の公布は、品川区役所掲示板に掲示してこれを行う。 (規則に関する準用)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は品川区規則（以下「規則」という。）に準用する。</u> (規程の公表)</p> <p>第4条 <u>規則を除く外、区長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入して「区長印」をおさなければならない。</u></p> <p><u>2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。</u> (その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>前3条の規定は、区長を除く区の機関の規則及び規程で公表を要するものに準用する。但し、第2条中「区長」とあるは「当該機関」と、第4条中「区長名」とあるは「当該機関名」と、「区長印」とあるは「当該機関印」とそれぞれ読みかえるものとする。</u></p>